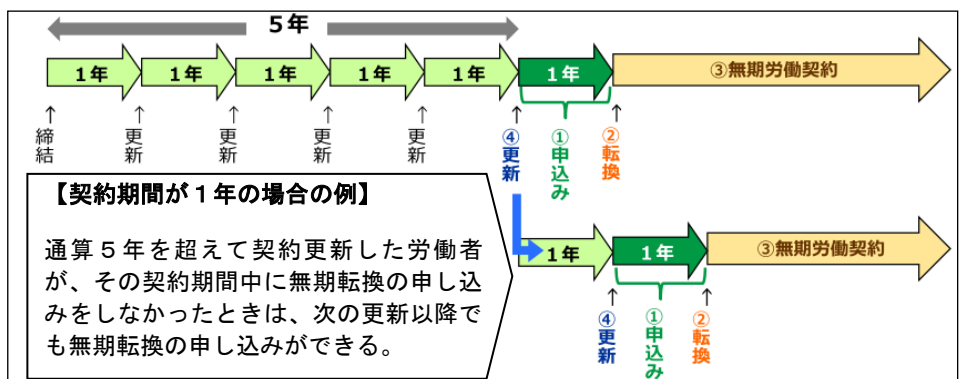


1. 労働契約法改正のポイント

昨年8号でもお伝えしましたが、平成 24 年8月 10 日に労働契約法の有期労働契約(パートや派遣労働など、正社員以外の労働形態に多く見られる契約)に関する新しい3つのルールが規定されました。ルール化された背景は、全国の有期労働者の3割が5年を超えての反復した契約更新をしている中、いつ契約更新してもらえなくなるかという不安の解消が課題で、労働者が安心して働き続ける社会実現のためです。今回は、今年4月より施行されるルールの一つ「無期労働契約の転換ルール」を取り上げます。これは、H25.4.1 以後に開始した有期労働契約の通算契約期間が5年を超える場合、その契約期間の初日から末日の間に無期転換の申し込みをすることができるというものです。つまり1年ごとに契約している契約社員やパートさんなどがいる会社は、5回目の更新の時に、労働者側から定めのない契約の申し込みをすることができるのです。5回目の更新ではなくそこからは実質正社員となってしまいます。なお4回更新した後に、一旦契約を終了させ、6か月以上の空白期間を取れば、

4回の更新はリセットされ、再び1年契約で最大4回までの更新することができるようになります。実際の対応はまだ少し先の話ではありますが、期間の定めのある契約をしている労働者がいる会社様は、今後の契約のあり方を今のうちからよく検討いただくことをお勧めいたします。



2. 均等・両立推進企業表彰

現在、厚生労働省において、均等・両立推進企業表彰の候補となる企業の公募が行われています。均等・両立推進企業表彰とは、「職場での女性の能力発揮を促進するための積極的な取り組み」(ポジティブ・アクション)及び「仕事と育児・介護との両立支援のための取り組み」について、他の模範となる取り組みを推進しているような企業を表彰し、これを広く国民に周知することにより、男女ともにそれぞれの職業生活の全期間を通じて持てる能力を発揮できる職場環境の整備の促進に資することを目的に行われるものです。

この表彰は、公募によって行われるのですが、種類が3つあって、均等推進企業部門(職場における女性の能力発揮を促進するための積極的な取り組みを実施している企業)とファミリーフレンドリー企業部門(仕事と育児・介護との両立支援のための取り組みを実施している企業)、そして均等・両立推進企業表彰(均等推進企業部門とファミリーフレンドリー企業部門に優れた企業)となります。

このように書くと、大企業しか対象にならないのではないかとと思われるかもしれませんが、この表彰は、企業規模によって分けて行われますので、中小企業でも応募することは可能です。過去の表彰を見ても、中小企業でも表彰を受けていますので、要は取り組みの内容次第ということになります。我こそはと思われる方は、応募してみたいかがでしょうか。

均等・両立推進企業表彰について、詳しくは以下をご覧ください。対象となる取り組みの例、応募方法、過去の表彰等も掲載されています。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000002r4zt.html> (厚生労働省)

● 編集後記 ●

1月14日はずいぶん雪が積もりましたね。午後からは、外でお決まりの雪合戦と雪だるまを作成しました。その後、子供が急に家からチリトリを持ってきて、マンション前を一人黙々と除雪し始めました。はじめは、偉いねと褒めていましたが、やめる気配なくひたすら黙々と誰に頼まれていないのに続けています。一旦、夕食は取るものの、夜も家を飛び出し、また除雪作業。向かいのマンションの大人がスコップでやっているのに本気で負けじと戦いのようにチリトリで作業していました。何が彼女をそうさせたのかは知る由もありません。不思議な光景でした…。(秋山)



あおぞら人事・労務サポート
特定社会保険労務士
秋山幸子 (登録 NO.13050514)
三鷹市下連雀 3-33-7-701
TEL:0422-24-8625
FAX:0422-24-8605
E-mail: info@aozora-sr.com
URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士
秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野統括支部)